

京都府地球温暖化対策推進計画の改定について (京都府環境審議会総合政策・地球環境合同部会)

府民環境部 脱炭素社会推進課

2022年7月8日(金)

10:00~12:00

(オンライン: Zoom)

1. 「地球温暖化対策推進計画」の改定趣旨

2. 「地球温暖化対策推進計画」の改定方針

(1) 促進区域に関する都道府県基準の設定について

(2) 温室効果ガス削減目標の見直しについて

1. 「地球温暖化対策推進計画」の改定趣旨

2. 「地球温暖化対策推進計画」の改定方針

(1) 促進区域に関する都道府県基準の設定について

(2) 温室効果ガス削減目標の見直しについて

現行の推進計画について

- 将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を 1.5℃に抑える努力の追求が使命と考え、2020年2月に知事が「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を宣言
- その実現に向け、2020年12月に地球温暖化対策条例を改正し、2030年度▲40%以上（2013年度比）目標を明記
- さらに、2021年3月に地球温暖化対策推進計画を改定し、2030目標達成に向けた方策を明示したところ

2050年頃の京都府の将来像

※京都府環境基本計画

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築を目指します

長期目標

2050年「温室効果ガス排出量実質ゼロ」

2030年までの目標・施策方針

当面の目標

2030年度GHG排出量40%以上削減（2013年度比）

施策の基本的な考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出の推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進
- 省エネの加速化・再エネの最大限の導入・利用の推進
- 多様な主体との連携・協働による施策推進

推進計画の概要

1. 計画の位置付け

- ・地球温暖化対策推進法及び気候変動適応法に基づく法定計画
- ・京都府地球温暖化対策条例に基づく地球温暖化対策推進計画
- ・「京都府総合計画」及び「京都府環境基本計画」の個別計画

2. 計画期間

2021年度から2030年度までの10年間

3. 計画の目標

2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比40%以上削減

4. 計画の進行管理

地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価
その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行管理

1. 促進区域に関する都道府県基準の設定

- 2021年5月に「地球温暖化対策推進法」が改正され、市町村は、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を設定することに努めることとされ、**都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、促進区域の設定に関する基準を定めることができる**と規定された。
- これを受け、地域共生型の再生可能エネルギーの導入促進と市町村による円滑に促進区域の設定を目的に、推進計画を改定し、**促進区域に関する都道府県基準の設定を行う**。

2. 温室効果ガス削減目標の見直し

- 現行計画策定以降、パリ協定の目標達成に向けた世界的な脱炭素への取組が加速する中、2021年5月に「地球温暖化対策推進法」が改正され、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化された。
- さらに、2021年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2050年目標と統合的で野心的な目標として「2030年度まで2013年度比46%削減」が掲げられ、分野ごとに対策の削減根拠が示されたところ。
- 国の新たな目標等を踏まえ、**本府の推進計画の目標について、見直しを行う**。

資料内容

1. 「地球温暖化対策推進計画」の改定趣旨

2. 「地球温暖化対策推進計画」の改定方針

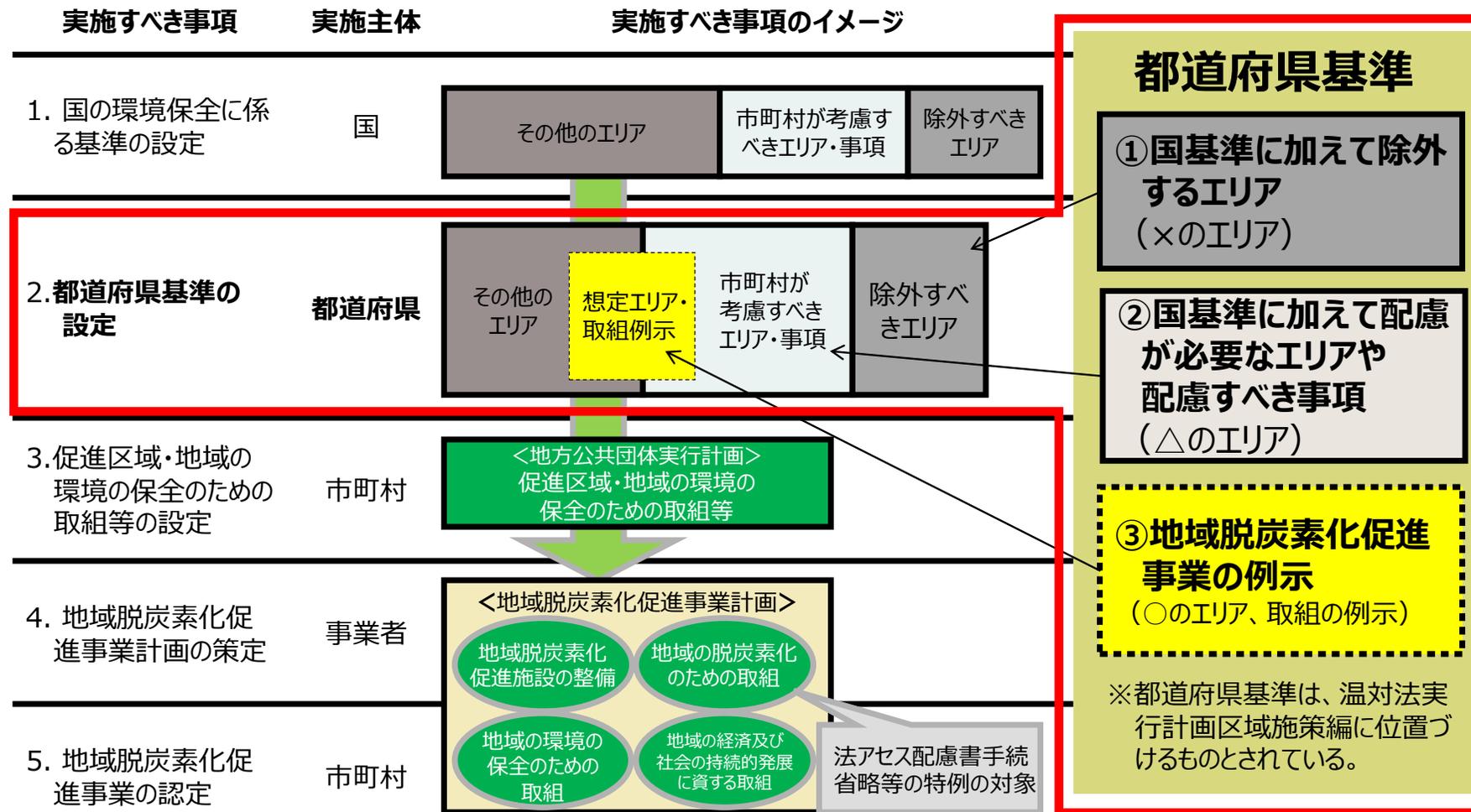
(1) 促進区域に関する都道府県基準の設定について

(2) 温室効果ガス削減目標の見直しについて

改正温対法に基づく促進区域に関する基準設定について

- 本年4月施行の改正温対法では、脱炭素社会の実現に向け市町村が再エネ事業の「促進区域」を設定可能とする制度を措置
- 促進区域は、国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従い、市町村が設定
- 促進区域内で行われる地域脱炭素化促進事業（再エネ設備等の設置事業）は、市町村の計画認定を受けることが可能であり、認定を受けた事業は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの配慮書の手続省略等の特例措置の対象※となる。

※法アセスの配慮書手続の省略は、都道府県基準が設定されている場合に限る。



<基本的な考え方>

- 都道府県基準は、再エネの導入目標の達成に向け、再エネ導入に当たって望ましい立地や環境配慮の考え方について、**個別の事業計画の立案段階に先立ち上位計画の段階で政策方針として明確化するもの**（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）。
- 同基準に基づいて設定された促進区域内では、法アセスの配慮書手続が省略されることから、**重大な環境影響の回避が確保できる基準とする必要があり、再エネ導入拡大と環境配慮のバランスの取れた基準とする必要がある。**
- そのため、京都府環境審議会運営要領に基づき、以下の環境影響評価の専門家及び再エネ促進の専門家の双方で構成される専門委員会を設置し、議論することとしてはどうか。

※都道府県基準は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画に定めることとされており、本計画自体は総合政策・地球環境部会が所掌しているが、上述の重要性から、環境管理部会としても検討に参画するもの。

専門委員会 委員構成案（専門分野）

- ◆ 環境地盤工学
- ◆ 水質、地盤沈下、土壌汚染
- ◆ 動物
- ◆ 植物
- ◆ 景観
- ◆ 環境経済学
- ◆ 環境政策学
- ◆ 地球温暖化対策
- ◆ 再エネ事業（太陽光・風力発電業界団体）

スケジュール案

2022年

- 7月 環境審議会 会長への諮問
→総合政策部会・地球環境部会・環境管理部会へ付議
第1回部会開催
→専門委員会を設置

7～8月 専門委員会による審議

10月 部会開催（中間案審議）

12月 京都府議会12月定例会（中間案報告）

2023年

～1月 パブリックコメント

環境審議会答申

2月 京都府議会2月定例会（最終案上程）

(参考) 都道府県基準の具体例 (大規模太陽光)

環境省が作成した大規模太陽光発電に係る都道府県基準の具体例

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・〇〇保安林 ・△△保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区 ・歴史的風土保存区域及び特別保存地域 ・文化財（史跡、名勝、天然記念物） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法 ・古都における歴史的風土との保全に関する特別措置法 ・文化財保護法

(参考) 都道府県基準の具体例 (大規模風力)

環境省が作成した大規模風力発電に係る都道府県基準の具体例

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・A県水源地保護条例
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・△△保安林 ・□□保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法
その他A県が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法

資料内容

1. 「地球温暖化対策推進計画」の改定趣旨

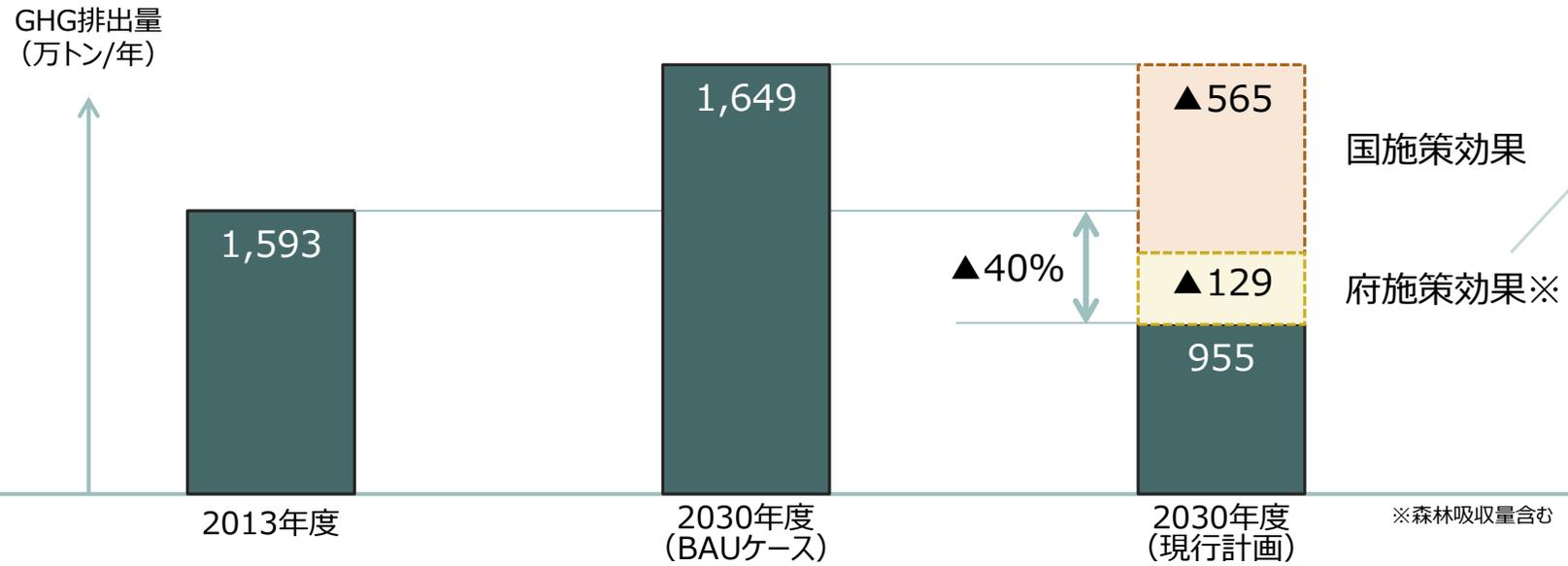
2. 「地球温暖化対策推進計画」の改定方針

(1) 促進区域に関する都道府県基準の設定について

(2) 温室効果ガス削減目標の見直しについて

1. 現行計画の目標設定・削減量試算の方法

- ① 2021年3月に策定した現行計画では、「旧計画の削減目標水準を維持しつつ、さらなる削減を目指す」こととし、「▲40%以上削減」に目標設定
- ② 目標年度（2030年度）における現状趨勢（BAU）ケースの排出量を推計し（=1,649万トン）、①で設定した目標値まで削減するための対策を明示
- ③ 具体的には、
 - ③-1：国の旧「地球温暖化対策計画」別表に示された各対策について府域における国施策効果を試算
 - ③-2：①の目標まで削減するために必要な府施策を積上げ⇒（結果）国施策▲565万トン＋府施策（＋森林吸収）▲129万トン＝▲694万トン（▲40%）

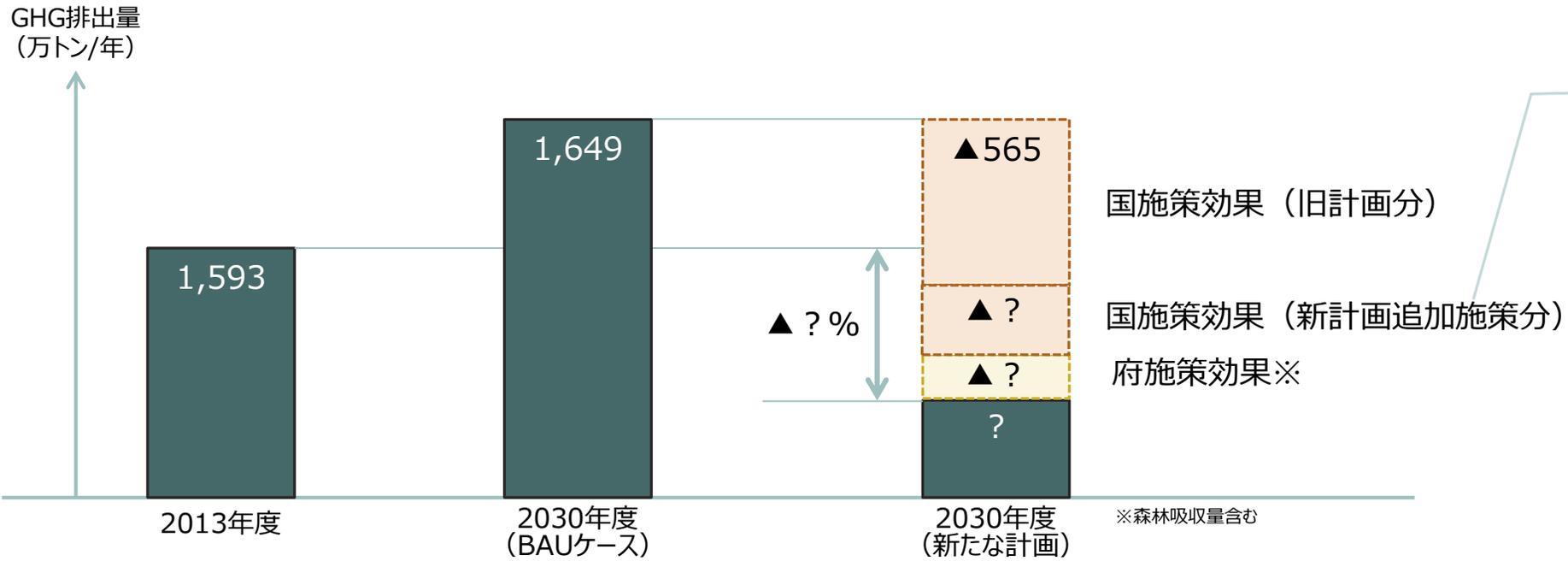


府施策効果について

- 特定事業者排出量削減計画書・報告書における目標削減率の強化
- 建築物への再エネ導入義務の拡大
- 特定事業者に対する再エネ導入・調達状況等の報告義務化
- 小売電気事業者の再エネ供給拡大計画書における再エネ導入量に係る目標値の設定や再エネメニュー報告・公表 など

2. 今回の目標設定の考え方（案）

- ① 国の新たな「地球温暖化対策計画」別表に示された各対策について府域における国施策効果を再試算
- ② 国の追加施策により、現行計画の府施策効果と重複する部分を差し引いた上で、府施策効果を再試算
- ③ 目標年度（2030年度）におけるBAU排出量は、旧計画策定時の試算値を引用（コロナ禍における短期的な変動影響を回避するため）
- ④ ①及び②による新たな国・京都府施策効果を③のBAU排出量から差し引き、新たな目標を設定



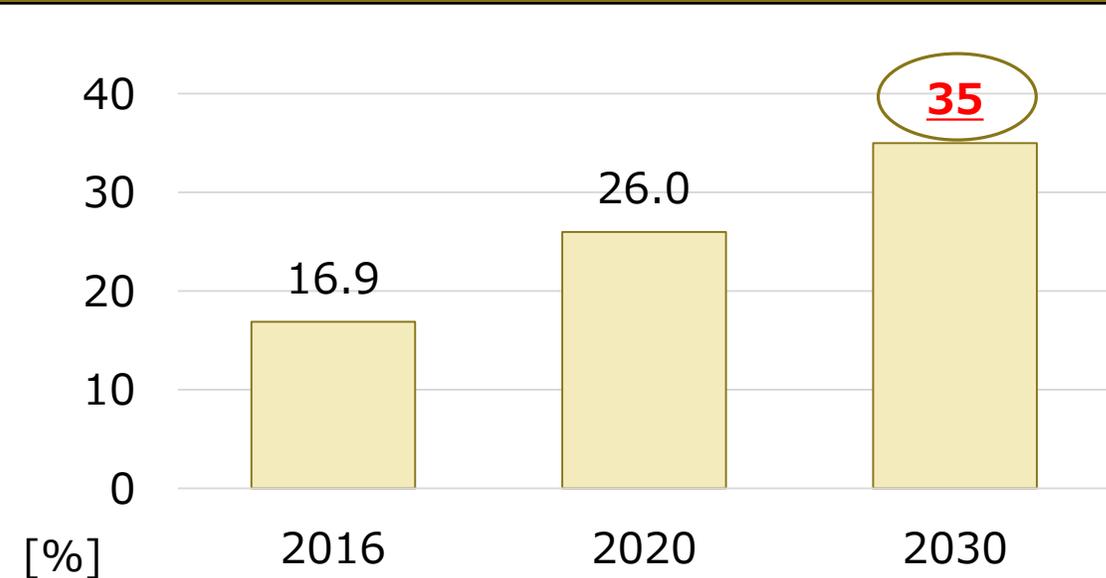
新計画追加施策について

- 新規対策（EVごみ収集車の導入、自転車利用促進、ドローン物流の社会実装など）もあるが、電気の排出係数の低減（0.317→0.250kg-CO₂/kWh）の影響が大。
- 個々の既存対策の削減強度も増しているが、排出係数の低減により削減量は圧縮

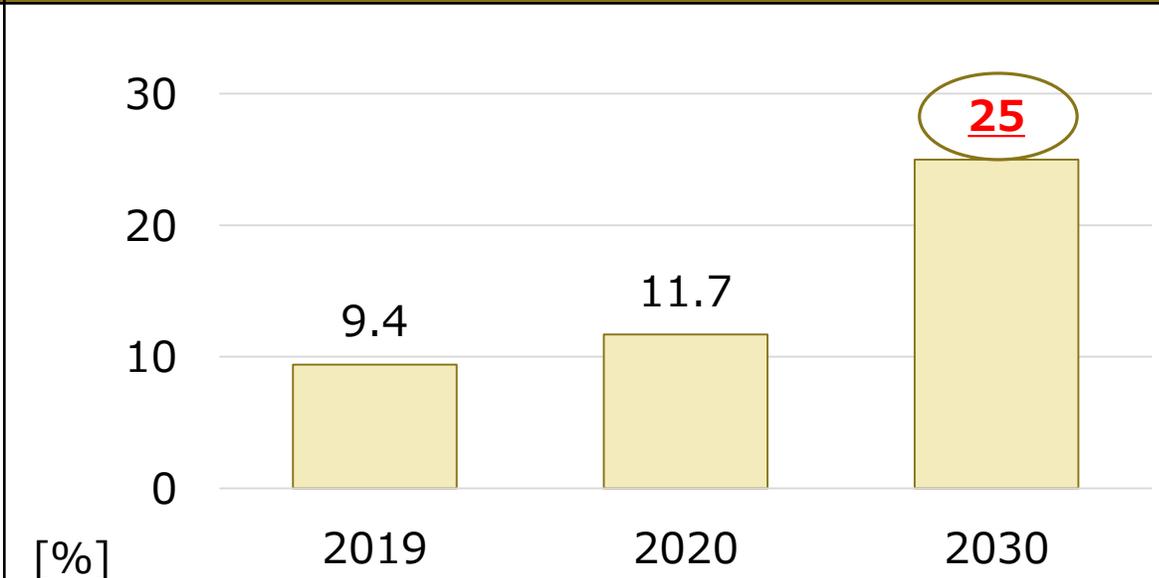
- 再生可能エネルギーの導入・利用に関する目標は、別途「再生可能エネルギーの導入等促進プラン」に明記しているところ、今後、第5次エネルギー基本計画に基づく2030年度の電源構成の目標（再エネ比率：36～38%）等も踏まえ、本プランの検討委員会において議論を予定（7～8月キックオフ予定）

現行プランの目標

指標①
総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合



指標②
総電力需要量に対する再エネ発電電力量の割合



2022年

- 7月 環境審議会 会長への諮問
→総合政策部会・地球環境部会へ付議

第1回 総合政策部会・地球環境部会（合同部会）
- 8月 第2回 総合政策部会・地球環境部会（合同部会）
○ 新たな目標設定を審議
- 10月 第3回 総合政策部会・地球環境部会（合同部会）
○ 中間案（促進区域の基準＋新たな目標設定）を審議
- 12月 京都府議会 12月定例会（中間案報告）

2023年

- ～1月 パブリックコメント
環境審議会答申
- 2月 京都府議会 2月定例会（最終案上程）